

【1990年3月8日】労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案について(諮問書、要綱)

社会保障制度審議会

社会保障制度審議会  
会長 隅谷 三喜男殿

別紙「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成2年3月8日

労働大臣 塚原 俊平

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案要綱

第一 労働者災害補償保険法の一部改正関係

一 スライド制の改善

- (一) 年金及び一時金たる保険給付の額について、年度ごとに賃金水準の変動(現行六パーセントを超える変動に限定)に応じて改定することとともに、規定を本則化すること。
- (二) 休業補償給付及び休業給付の額について、四半期単位でみて賃金水準が十パーセントを超えて変動した場合(現行二十パーセントを超えて変動した場合)にその変動率に応じて改定することとともに、変動率を全産業、全規模の平均賃金(現行千人以上規模では当該事業場の同種の労働者の、それ未満では業種ごとの平均賃金)を用いて算定すること。

二 長期療養者に対する給付の改善

療養開始後一年六箇月を経過した者に対する休業補償給付及び休業給付に係る給付基礎日額について、年金たる保険給付の例にならない、年齢階層ごとに最低限度額及び最高限度額を定めること。

第二 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正関係

## 労災保険の強制適用事業の範囲の拡大

農業の事業のうち事業主が労働省令で定めるところにより労災保険に特別加入しているものについては、労働者を使用した場合、当該事業を強制適用事業とすること。

### 第三 施行期日等

#### 一 施行期日

この改正法は、次の区分に応じ施行すること。

- (一) 第一の一(一)日に係る改正内容
- (二) 第一の一(二)及び第一の二に係る改正内容 平成二年十月一日
- (三) 第二に係る改正内容 平成三年四月一日

#### 二 経過措置

- (一) 第一の二の改正に伴う最低限度額及び最高限度額の適用に関しては、その施行日前に療養を開始していた者については、施行日に療養を開始した者とみなすこと。
- (二) その他所要の経過措置を設けること。

#### 三 その他

第一及び第二の改正に伴い、所要の規定の整備を行うこと。